

中山地区の下水道施設(農業集落排水を含む)計画区域以外にお住まいの方が合併処理浄化槽を設置する場合は、

## 「浄化槽の設置」「維持管理」を

## 市が行う制度があります。

中山地区では、浄化槽を新設したいときに希望があれば、市が浄化槽を設置し、維持管理を行う「浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)」を行っています。

※この浄化槽とは、生活排水とし尿を合わせて処理できる「合併処理浄化槽」のことで、し尿のみを処理する単独浄化槽は、現在新設できません。

### ■対象となる地域

中山地区で、特定環境保全公共下水道、農業集落排水計画区域以外に浄化槽を新設する方(単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換も対象となります)。

### ■個人が負担する経費

- トイレの改造費や水道工事費
- トイレ・台所・風呂場等から浄化槽までの宅内排水管工事費
- 浄化槽から放流先までの放流管工事費

### ■分担金

浄化槽を設置するために必要な工事費の一部を分担金として負担していただきます。

人槽区分	分担金の額
5～10人槽	130,000円
11～15人槽	200,000円
16～50人槽	補助基準事業費の10%

※浄化槽の設置に要する経費が補助基準事業費(国が定める補助対象事業費)を超えるときは、その額を負担していただきます。

### ■使用料

使用料は、2か月分を奇数月に納付していただきます。

- ①専用住宅は、毎年4月1日を基準日とし、基準日現在の住民基本台帳に登録している人員とします。(中途加入の場合は、加入時の世帯員)
- ②店舗・事務所等にあつては、設置された浄化槽の処理対象人員を世帯人員とします。

(消費税は別)

### ○使用料(1か月)

世帯人員	使用料
1人世帯	1,620円
2人世帯	2,390円
3人世帯	3,340円
4人世帯	3,810円
5人世帯	4,290円
6人世帯	4,770円
7人以上の世帯	4,770円に6人を超える世帯人員1人につき475円を加算した額

### ■「融資あつせん」と「利子補給制度」

市では、金融機関と協定し、無利子で借りられる水洗便所改造資金の融資あつせん制度を設けています。

対象工事費	既設トイレの改造及び排水設備工事
借入限度額	10～50万円(1万円単位)
返済方法	毎月1万円以上(千円単位)の均等償還
要件	①返済能力があること ②市税及び浄化槽分担金を完納していること ③連帯保証人1人を有すること

### ■問い合わせ

伊予市下水道課  
☎982-1111(内線599)

### 浄化槽に関する

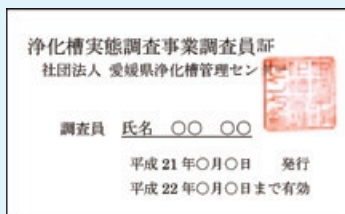
### 実態調査にご協力を!

愛媛県は、県内の浄化槽の設置状況等を確認するため、(社)愛媛県浄化槽管理センターに委託し、実態調査を実施しています。調査員証を持った調査員が各戸を訪問し、調査を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

※この調査に関して、調査員が料金等を請求することはありません。

■調査内容 浄化槽の有無、保守点検、清掃の実施状況

■調査期間 11月まで



調査員は、この調査員証を携行しています。

### ■問い合わせ

(社)愛媛県浄化槽管理センター

☎925-2661